

## 豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、SDGsのゴールの実現や豊中市（以下「市」という。）が抱える地域課題の解決につなげることをめざすとともに、SDGsを普及啓発するため、それぞれが有する資源や知見等を活かし、持続可能な取組みや活動を行う事業者、NPO、団体、教育機関等（以下「事業者・団体等」という。）を豊中SDGsパートナー（以下「SDGsパートナー」という。）として登録する「豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム」について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 SDGsの達成にむけた取組み・活動を実施する（また実施する予定がある）事業者・団体等を対象とする。

### (要件)

第3条 SDGsパートナーは、次に掲げる申込者の条件及び取組みの要件のすべてを満たすものとする。

#### (1) 申込者の条件

- ①市内に事業所などの拠点が存在する、または市内で取組みを実施していること
- ②市及び多様なステークホルダーとの連携、協働を心掛け、SDGsの推進・普及啓発に取り組む意思があること
- ③市税等の滞納がないこと（免除、非課税の場合は要件を満たすものとする）
- ④事業者・団体等の役員等が豊中市暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと
- ⑤過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと

#### (2) 取組みの要件

- ①めざすゴールが明確であること
- ②取組み・活動が市の地域課題の解決に資するものであること

### (申込み)

第4条 登録の申込みは、豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム登録申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 豊中SDGsパートナー取組み概要（様式第2号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(登録)

第5条 申込者から前条に規定する申込みがあり、市が第3条に規定する事項に適合することを確認した場合は、当該申込者をSDGsパートナーとして登録する。ただし、市長が登録が適当でないとした場合はこの限りではない。

2 登録にあたり、必要に応じ申込者に説明または追加書類の提出を求めることができる。

(登録内容の変更)

第6条 登録内容に変更(申込者の変更等含む)が生じたときは、豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム登録変更・取下申出書(様式第3号)を速やかに提出するものとする。

(登録の取下申出)

第7条 申込者が登録の取下げをしようとするときは、豊中SDGs・公民学連携プラットフォーム登録変更・取下申出書(様式第3号)を提出するものとする。

(登録期間)

第8条 SDGsパートナーの登録期間は、令和10年(2028年)3月31日までとする。

(報告)

第9条 SDGsパートナーの取組み状況については、毎年4月末までに、前年度の実績について豊中SDGsパートナー取組み実績報告書(様式第4号)を経営戦略課に提出するものとする。ただし、年度途中で登録した場合であって登録日から年度末までの期間が6か月に満たない場合(登録時点において残りの登録期間が6か月に満たない場合を除く)は、翌年度の報告書に合わせて提出することができる。

2 前項によらず、市長が必要と認めた場合には、取組み状況についての報告を求めることができる。

(発表と公表)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、取組みや活動の成果について、発表を求めることができる。

2 SDGsパートナーの取組み概要、取組みの結果や活動の成果等の実績は、市のホームページ等で公表する。

(禁止事項)

第11条 SDGsパートナーとして以下の活動を実施してはならない。

- (1) 豊中SDGs・公民学連携プラットフォームのイメージを損なう、または正しい理解への妨げとなる活動
- (2) 党派的政治目的や宗教的目的を有する活動

- (3) 法令や公序良俗に反する活動
- (4) 暴力団を利用することとなる一切の活動

(登録の取消)

第12条 市長は、SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 申込内容に虚偽があった場合
  - (2) SDGsパートナーとしてのSDGsに関する活動実態がないと判断される場合
  - (3) 前条の禁止事項に該当する場合
  - (4) その他市長が登録の取消が適当と認めた場合
- 2 市長は、申込内容に疑義がある場合、調査を行い、または必要な書類の提出を求めることができる。
- 3 前項の疑義が解消されるまでの間、SDGsパートナーとしての活動の休止を求めることができる。

(損害賠償)

第13条 申込者は、SDGsパートナーとして市または第三者に損害を与えた場合は、速やかに損害賠償をしなければならない。

(PR)

第14条 申込者は、第8条に規定する期間において、豊中SDGsパートナーとしてPRすることができる。ただし、申込みした取組み・活動内容に限る。

(公民学連携)

第15条 市は、SDGsパートナーの取組み内容や実績等をホームページ等において広報するとともに、庁内関係課や登録者との調整、研修会やマッチング等の支援を行うこととする。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年(2024年)3月25日から施行する。

この要綱は、令和8年(2026年)3月9日から施行する。